

適用関係事務に関するお願い

(社会保険事務ご担当者様向け)

東京薬業企業年金基金

令和 7 年 9 月

本日の内容

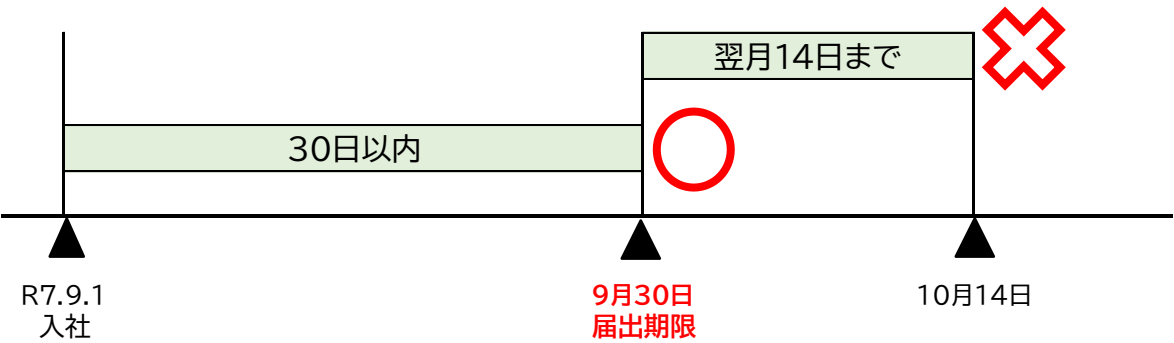
1. 加入者資格取得届および喪失届の提出期限について
2. 企業年金における個人番号の取扱いについて
3. 加入者資格取得届に記載する住所の取扱いについて
4. 基礎年金番号の届出について
5. その他

1. 加入者資格取得届および喪失届の提出期限について

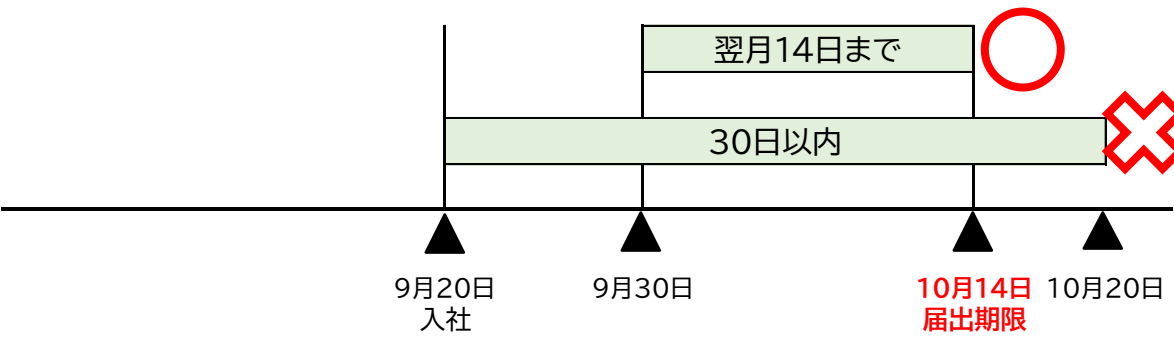
令和6年12月より、確定給付企業年金法令等の改正に伴い、「加入者資格取得届」および「加入者資格喪失届」の提出期限が変更されております。

なお、健康保険や厚生年金保険の「被保険者資格取得届」および「被保険者資格喪失届」の提出期限はこれまでと同様、変更ありません。

【R7.9.1入社の場合】 **この事例の場合、9月30日が届出期限**



【R7.9.20入社の場合】 **この事例の場合、10月14日が届出期限**



	届書の種類	届書の提出期限
健康保険	被保険者 資格取得届	5日以内
	被保険者 資格喪失届	
厚生年金保険	被保険者 資格取得届	5日以内
	被保険者 資格喪失届	
企業年金基金	加入者 資格取得届	30日以内または当該 日の属する月の翌月 14日のいずれか早い 日まで
	加入者 資格喪失届	

【根拠法令】
確定給付企業年金法施行規則第22条および第23条参照

提出遅延や提出漏れがないよう
ご協力をお願いします！！

2. 企業年金における個人番号の取扱いについて

○企業年金の実務において、個人番号(マイナンバー)を利用する場合

- ・「給付金の源泉徴収事務」に利用するとき
- ・「法定調書」の作成・提出に利用するとき

⇒企業年金(基金)では、事業所様から従業員の方を採用したときに届出いただく「加入者資格取得届」や退職されたときに届出いただく「加入者資格喪失届」の記載項目にある個人番号/基礎年金番号欄に関し、法令上、個人番号を収集することが認められていないため、これらの届出には個人番号は記載せず、基礎年金番号を記載していただきますようお願いいたします。(健康保険や厚生年金保険では、個人番号の利用が法令上認められています)。

※東薬健保及び基金の各ホームページに掲載中のエクセル帳票をご利用されていない事業所様は特にご留意ください。

加入者資格取得届

加入者1	① 加入者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日	④ 種別
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚生 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得 (該当) 年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ㊦(通貨) 円 ㊧(現物) 円	㊨(合計㊦+㊧) 円		⑩ 備考
基金	⑪ か住所	〒		

加入者資格喪失届

加入者1	① 加入者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日	標準 給与 月額	健 厚
	④ 個人番号 基礎年金番号	⑤ 喪失 年月日 9.令和 年 月 日	⑥ 喪失 (不該当) 原因 4.退職等 (令和 年 月 日退職等) 5.死亡 (令和 年 月 日死亡) 7.75歳到達(健保喪失) 9.障害認定(健保喪失)	70歳以上被用者不該当 (退職日又は死亡日を記入してください)	
	⑦ 備考	資格 確認書 回収	添付 減失 返不能	枚 枚 枚	⑧ 70歳 不該当 (年金・ 基金) 不該当 年月日 9.令和 年 月 日
基金	⑨ か住所	〒			

東薬健保及び基金の各ホームページから
ダウンロードできるエクセル帳票です

3. 加入者資格取得届に記載する住所の取扱いについて

- ✓ 従業員の方を採用したときに基金に届出いただく「加入者資格取得届」の住所については、「住民票住所」をご記入ください。
 - ✓ 基金では、令和6年度より、「東薬ねんきん便」を該当される加入者のご自宅宛てに送付しています。このため、住民票上の住所以外(いわゆる居所)に「東薬ねんきん便」の送付をご希望される場合には、別途「住所変更届」をご作成のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。
- 【ご参考】 日本年金機構や健康保険組合では、マイナンバー制度の導入に伴い、原則として住民票上の住所で記録を管理することとなっています。

様式コード 2200		企業年金基金 加入者資格取得届				決 裁 欄			
正		令和 年 月 日 提出		健保記号		受 付 年 月 日			
提出者記入欄	企業年金基金番号			企業年金基金事業所番号					
	厚生年金事業所整理記号			事業所番号(納入告知書の番号)					
	事業所所在地								
	事業所名称 事業主氏名 電話番号								
		社会保険労務士の提出代行者名記載欄							
		頁							
加入者1	① 加入者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日 9.令和 年 月 日	④ 種別				
	健保	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号	⑦ 取得(該当)年月日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有			
	年金	⑨ 報酬月額 ㉞(通貨) 円 ㉟(現物) 円	㉞(合計㉞+㉟) 円	⑩ 備考					
	基金	⑪ カナ住所	〒						

東薬健保及び基金のホームページからダウンロードできるエクセル帳票です

4. 基礎年金番号の届出について

✓確定給付企業年金法施行規則第22条の規定に基づき、従業員の方を採用したときに基金へ届出いただく「加入者資格取得届」には、基礎年金番号の記載が必要です。

また、令和6年12月から運営が開始されている確定拠出年金制度(DC)の拠出限度額を管理するための企業年金プラットフォームへのDB等加入者情報の登録には基礎年金番号が必須項目となっております。

このため、従業員の方を採用された際、ご本人様から「年金手帳」や「基礎年金番号通知書」を提示いただき、事業所様のほうで基礎年金番号をご確認のうえ、当基金まで届出いただきますようお願いいたします。

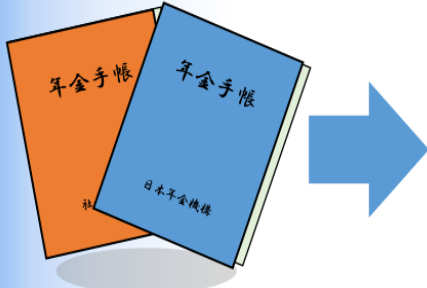
万一、基礎年金番号の届出がありませんと、従業員(加入者)の方が個人型DC(iDeCo)の掛金を拠出できないなど、不利益を被るおそれがあります。

当基金では、引き続き、基礎年金番号の未登録者がいる事業所様に対し、基礎年金番号の確認依頼をさせていただきます。事務担当者の皆様には、速やかにご対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

万一、基礎年金番号が不明な場合、事業主の方であれば、日本年金機構が提供している「オンライン事業所年金情報サービス」を利用することで、被保険者データ(被保険者に関する情報)を確認することができます。

「オンライン事業所年金情報サービス」では、毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取ることができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

令和4年4月から 年金手帳は 基礎年金番号通知書 に変わります



基礎年金番号	X X X X - X X X X X X
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
生年月日	平成 X年 X月 X日
	令和 X年 X月 X日 交付
	厚生労働大臣

令和4年4月以降、

- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により再発行を希望する方

には、基礎年金番号通知書を発行いたします。

出所:日本年金機構のHPより引用

確定給付企業年金法施行規則
(基金の加入者の資格取得の届出)

第二十二條 **基金型企業年金**(法第二十九條第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者が法第二十六條の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

- 一 加入者の氏名、性別、生年月日及び**基礎年金番号**
- 二 加入者の資格を取得した年月日
- 三 その他必要な事項

5. その他

1. 戸籍法等の改正に伴う「氏名のフリガナ」の取扱いについて

戸籍法や住民基本台帳法等の改正により、令和7年5月26日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されます。

本改正に伴い、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定のフリガナを記載した「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が届きます。この通知書に記載されたフリガナが誤っていた場合には、令和8年5月25日までに正しいフリガナの届出が必要となっております。

今後、**従業員(加入者)の方が戸籍の「氏名のフリガナ」を変更された場合、基金にも別途、氏名変更(フリガナ訂正)が必要となります**ので、お手続き漏れがないようにご注意ください。

氏名のフリガナを確認する通知が届きます！！
詳細は、政府広報オンラインをご覧ください。
<https://www.gov-online.go.jp/article/202505/entry-7609.html>



出所：政府広報オンラインのHPより、通知書のイメージを転用

2. 賞与支払届の取扱いについて

企業年金基金へ制度移行(代行返上)後、**賞与から企業年金基金の掛金を徴収していません(賞与からの掛金負担はありません)**ので、基金への賞与支払届のご提出は不要となります。

3. 基金の見込額や退職後のお手続き等に関するご相談について

加入者の皆様から、基金の年金(一時金)見込額や退職後のお手続き等に関するお問合せが増えてきております。お問合せ内容に迅速に対応するため、お手元に「基金加入者番号」または「基礎年金番号」が分かるものをご準備のうえご連絡いただくよう、従業員の皆様へご周知いただきたく、ご協力をお願いします。

